分科会 第四 部落差別の現実と差別禁止法の必要性

(一社) 部落解放・人権研究所 代表理事 谷川 雅彦

1. 自己紹介とハンセン病問題との出会い

- (1) 一般社団法人 部落解放・人権研究所
- (2) ハンセン病問題との出会いと差別禁止法研究会の経緯

2. 部落差別とは

- (1) 部落差別とは、部落出身者(と見なされた者)に対する差別であり、部落出身にも とづく人権及び自由を侵害する行為やハラスメントを含む言動
- (2) 部落出身者とは、本人、父母、祖父母が、現在、過去において、部落に生まれ、又は居住し、又は本籍をおいた事実によって部落差別を受ける可能性のある人
- (3) 部落出身者かどうかは、「差別する側」が決める(「基準」のあいまい性)
- (4) 部落出身者かどうかを判断するためには、本人、父母、祖父母の出生地、現在、過去の本籍、住所(「戸籍」「住民票」等)と、部落の所在地情報(「部落地名総鑑」等)が必要

|3. 情報化時代の部落差別と部落差別禁止法の必要性

- (1)情報化時代の部落差別
- (2) 法務省が実施した部落差別の実態調査の結果(2022.6)
 - ① 交際相手や結婚相手が部落出身者かどうか
 - ② インターネット上で部落の所在地情報を閲覧したきっかけ
 - ③ 地方公共団体の専門相談窓口(人権相談窓口のこと)の有無
 - ④ 5年間(2013~2017)に法務局に寄せられた部落差別に関連する相談
- (3)「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016.12 施行)
- (4) 法律の意義と限界
- (5) 部落の所在地情報の暴露をめぐる裁判判決(2021.9.27 東京地裁)

4. 求められる差別禁止法

- (1) 現行の法制度では差別は防止できないし、被害者は救済されない
- (2) 求められる差別禁止法→「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」
- (3)「部落差別解消推進法」の改正
- (4)「部落差別禁止条例」の制定
 - ① 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例案」(2020.12.24 改正・公布・施行)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用を することが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない

- 2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落 差別を行ってはならない
- ② 「差別を解消し、人権が尊重される三重県をつくる条例」(中間案) 第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。
 - 2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特 多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報 を公然と摘示する行為をしてはならない。

第2条「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。

- 一 人種等の属性 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その 他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社 会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。
- 二 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、 あらゆる分野において、人権を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は 害する目的又は効果を有するものをいう。
- 三 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷 その他の他人の権利利益を侵害する行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) をいう。
- 四 人権問題 人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。

(条文)

前文、目的(第1条)、定義(第2条)、基本理念(第3条・第4条)、県の責務(第5条)、県民の責務(第6条)、事業者の責務(第7条)、特定電気通信役務提供者の責務(第8条)、三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務(第9条)、県と市町との協働(第10条)、人権施策基本方針(第11条)相談体制(第12条)、助言、説示及びあっせんの申立て(第13条)、助言、説示及びあっせん(第14条)、勧告(第15条)、意見の聴取(第16条)、助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表(第17条)、三重県差別解消調整委員会(第18条)、人権教育及び人権啓発(第19条)、人権侵害行為による被害の救済(第20条)、実態調査(第21条)、情報の収集、蓄積及び分析(第22条)、インターネットによる人権侵害行為の防止(第23条)、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等(第24条)、三重県人権施策審議会(第25条)、雑則財政上の措置(第26条)、規則への委任(第27条)